Ⅷ．個人遺伝情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項

個人遺伝情報取扱事業者は、それぞれの行う事業の内容に応じ、次に掲げるガイドライン等の遵守に努めることとする。

・「遺伝学的検査に関するガイドライン」（平成15年８月、遺伝医学関連学会、日本遺伝カウンセリング学会、日本遺伝子診療学会、日本産科婦人科学会、日本小児遺伝学会、日本人類遺伝学会、日本先天異常学会、日本先天代謝異常学会、日本マススクリーニング学会、日本臨床検査医学会、家族性腫瘍研究会）

・「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」（平成23年２月、日本医学会）

・「ＤＮＡ鑑定についての指針」（平成24年２月、日本ＤＮＡ多型学会ＤＮＡ鑑定検討委員会）

・「親子鑑定についての指針」（平成11年６月、日本法医学会親子鑑定についてのワーキンググループ）

・「遺伝学的検査受託に関する倫理指針」（平成13年４月、一般社団法人日本衛生検査所協会遺伝子検査倫理審査委員会）

・「個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準」（平成20年３月、ＮＰＯ法人個人遺伝情報取扱協議会）

○国土交通省告示第二百四十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条第一項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百二十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条第一項第三号イの規定に基づき、遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

第一　平成十二年建設省告示第千四百十九号の別表第一（以下「別表第一」という。）の遊戯施設の種類の欄㈠項から㈢項まで及び㈤項に掲げる遊戯施設並びに同告示の別表第二（以下「別表第二」という。）の遊戯施設の種類の欄㈠項から㈢項まで及び㈤項から㈦項までに掲げる遊戯施設の客席部分の構造方法は、別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度（単位はメートル毎秒毎秒とし、継続時間が〇・二秒以上であるものに限る。以下同じ。）及び十二未満の横方向の加速度が客席部分に生ずるものについて、次項から第七項までに定めるところによらなければならない。

2　次の各号に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める身体保持装置（シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止する装置をいう。以下同じ。）を設けなければならない。

一　別図に定める加速度領域一及び加速度領域二の範囲内にある加速度　次に定める基準に適合するものであること。

イ　解除し、又は緩めるために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。

ロ　運転者又は運転補助者による装着確認を容易に行うことができる構造であること。

ハ　座席に背もたれを設け、かつ、装着している間に乗客が容易にくぐり抜けることができない構造であること。

二　別図に定める加速度領域三の範囲内にある加速度　次に定める基準に適合するものであること。

イ　前号に定める基準に適合するものであること。

ロ　客席部分にいる人の体格に応じて位置を調整することができる構造であること。ただし、客席部分にいる人が客席部分から落下するおそれがない構造である場合は、この限りでない。

3　前項の身体保持装置は、次の各号に掲げる客席部分に生ずる横方向の加速度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合しなければならない。

一　三以上五未満の加速度　客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。ただし、横方向の加速度による横滑りを防止できるよう、座席に突起を設けることその他の措置を講じた場合は、この限りでない。

二　五以上十二未満の加速度　次に掲げる客席部分に生ずる前後方向及び上下方向の加速度の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

イ　前項第一号に掲げる加速度　次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　前項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。

(2)　前号に定める基準に適合するものであること。

(3)　客席部分に生ずる横方向の加速度により客席部分にいる人が危害を受けるおそれがないよう、緩衝材その他の上体を保護する部材を設けた構造であること。

ロ　前項第二号に掲げる加速度　イ(1)を除く。）に掲げる基準に適合するものであること。

4　前二項に定めるもののほか、身体保持装置は、客席部分に別図に定める加速度領域一から加速度領域三までの範囲内にある加速度が生ずる場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　客席部分の床（床がない場合にあっては、座席面。第七項第一号において同じ。）の最高部の高さが地盤面（客席部分の外側に十分な広さの床がある場合にあっては、当該床。以下同じ。）から二メートル以上である場合（第七項第二号に該当する場合を除く。）　第二項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。

二　客席部分が四十五度以上傾斜する場合（事故等で停止した場合に客席部分にいる人が客席部分から落下することなく速やかに客席部分が水平に戻るもの又は客席部分を壁若しくは囲いで囲う等客席部分にいる人が客席部分の外へ落下することを防止する措置を講じたものを除く。）　第二項第一号イの規定は適用せず、次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

イ　第二項第二号ロに掲げる基準に適合するものであること。

ロ　客席部分にいる人に対し個別に設けた構造であること。

ハ　解除し、又は緩めるために、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。

5　手すりその他の客席部分にいる人が自らの身体を支えることができる設備を設けなければならない。

6　乗降口の扉を設ける場合は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

一　施錠する装置を設けた構造であること。ただし、運転中に扉を開くことができない構造である場合は、この限りでない。

二　開閉するために、乗客、運転者又は運転補助者による意図的な操作を必要とする構造であること。

三　動力を用いて開閉する扉にあっては、扉の開閉により身体の一部が挟まれることのないように必要な措置を講ずるか、又はその閉まる力が百五十ニュートン以下となるようにすること。

7　客席部分に別図に定める加速度領域一の範囲内にある加速度が生ずる場合（客席部分に生ずる横方向の加速度が三未満である場合に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する場合（第四項第二号に該当する場合を除く。）にあっては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一　客席部分の床の最高部の高さが地盤面から二メートル未満である場合　第二項